

厚生
運輸
省令
内務

昭和廿一年三月六日

昭和二十一年勅令第二百四十二號ノ下
宣言の受託に伴ひ発する命令に基き労働
に關する團體の主要役職員ノ就職禁止等
に關する件

第一條 大日本産業報國會、大日本勞務報國會及び日本海運報國
團（これらの團體の支部その他の下部組織を含む。但し大日本産
業報國會については都道府縣産業報國會）並に財団法人協調
會の主要役職員ノ職に在つた者（財団法人協調會にありては昭
和十二年七月七日以降において在職したものに限る）は、こ
の省令施行の際、労働に關する團體の主要役職員ノ職に在ると
きは、その職から去らしめられ及び労働に關する團體の主要役
職員ノ職に就くことが出来な

前項の主要役職員ノ範圍及び労働に關する團體は主務大臣がこ
れを定める。

第二條 東京労働自治聯合會、神奈川県勞務協働會及びこれに類
似する労働團體（その支部その他の下部組織を含む。）は解散す
る。

前項の東京労働自治聯合會及び神奈川県勞務協働會に類似する
労働團體は主務大臣がこれを指定する。

第三條 前條の團體が所有し又は占有する資産に關する取引は、
これをなすことが出来ない。

主務大臣は、前項の資産（帳簿書類及び記録を含む）を接收保
管するものとする。

第一項の資産は、これを公共の用途に使用することが出来る

第四條 主務大臣又は地方長官は、本條第一項の團體の關係者に

對し前條オニ項の資産に關し必要な届出をさせ、又は当該官吏
をして必要な場所に臨檢し帳簿の他の檢査をさせることがで
きる。

第五條 オ一條の規定に違反しこの省令施行の際、労働に關する
主要役職員、職に在つてその職を去らず又は労働に關する団体
の主要役職員となつた者は、一ねを一年以下の懲役又は三千圓

以下の罰金に処する。

第六條 オ四條の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出を
なし、又は檢査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、これを千
圓以下の罰金に処する。

附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

セシムルコト

六、勤勞協力措置ニ依リ臨時要員トシテ從事シタル者ハ原則トシテ之ヲ解除スルコト
但シ現ニ輸送、荷役、採山、農業及各種復旧作業等ニ出勤シ居リテ時ニ必要ナル場合
ハ代替者ノ募集ヲ爲シタル上解除スルコト

七、三乃至六号ノ措置ハ所定ノ様式等ニ依ルコトナク事業主ヨリ解除又ハ解雇予定有
限名簿ヲ提出セシムル等ノ方法ニ依リ手續ノ簡易迅速ヲ期スルコト

八、國民勤勞動員令ノ雇入、使用、就職及従業ニ関スル禁止又ハ制限ノ規定（令第一
則第九條、令第十八條、則第十八條及第三十九條）但シ上述等日僱労働者ノ適用ハ一
ヲ除ク（第五十七條、則第六十九條）ハ之ヲ廢止スルニ付民需産業方面ニ於テ雇
及募集ハ勤勞者ヲシテ積極的ニ斡旋セシムルコト

九、工場事業場ニ於ケル勤勞統制ハ概テ従前ノ方針ニ則リ團結ト規律ノ堅持ニ努
ムル外特ニ左ノ各号ニ依リ指導ヲ加フルコト

（一）手待従業者ニ付テハ手持資材ヲ取ル民需品ノ製造、工場農園ノ行株、職場ノ金庫
等可及的ニ待解者方ニ付指導ヲ加フルコト

（二）前各号ノ措置ヲ講ズルモ尚存スル手待従業者又ハ不遇得休業者セル不易事業場ハ
業者ニ付テハ總府縣ニ於テ一定ノ計畫ヲ講テ勤勞協力措置ニ依リ災害及其他の都
市停滯、水道、電気、瓦斯等ノ復旧作業、一、被災復旧作業ハ鉄道及通信ノ復旧作
業、荷役、農業等ニ臨時出勤セシムルコト

（三）従業者ノ意志ニ依ラズシテ離職セル従業者ノ給與ニ付テハ左ニ依リ措置スル
（一）労働者ノ退志ニ依リシテ離職セル労働者ニ付テハ當該工場事業場ニシテ
工場事業場ノ定ムル退職金（事業ノ都合ニ依リ退職ノ場合ニ於テハ退職金トスルコト）
ノ外健康保険標準額（退職金）ハ最速ニ三月ノ平均収入月額ノ下ラバハ退職金トスルコト
セシムルコト

（四）被雇用者（現員被雇用者ヲ含ム）ニ付テハ八倍金規則ニ定ムル被雇用解
シ前項ノ慰勞金ハ支給セザルコト 但シ被雇用解除手當が前項ノ慰勞金ヲ下ル場合ハ
前項ノ慰勞金額ヲ被雇用解除手當額トスルコト

（五）新規被雇用者ニ付テハ當該工場事業場ノ支給スル被雇用解除手當ノ外國庫ノ負担
ニ依リ國民勤勞動員費（一〇円）ヲ支給セシムルコト

告示
厚生省告示第 號

昭和二十一年十二月 日
運輸省告示第 號
昭和二十一年十二月 日
左の通り指定する

號第一條第二項の規定に依り

大臣名

一大日本産業報國 日本海運報國 財團法人協調会の主要役
職員の範囲

(一) 大日本産業報國會

中央本部

会長、理事長、次長、理事、局長、部長(室長を含む)

地方部長、中央錬成所長

都道府県産業報國會

会長、副会長、理事、事務局長

(二) 大日本労働報國會

中央本部

会長、理事長、理事、局長、部長(室長を含む)地方部長

都道府県労働報國會

会長、副会長、理事、事務局長

都道府県労働報國會支部

支部長、副支部長

都道府県労働報國會分会

分会長

(三) 日本海運報國

中央本部

總長(團長を含む)理事長、理事、部長

支部

支部長

財団法人協働会

会長、副会長、理事、部長

二、労働に關する団体及び主要役職員の範圍
労働に關する団体

(一) 労働組合

(一) 労働者の爲にする共済福利厚生事業を目的とする団体

(二) 労働者に對する物資の配給施設の提供を目的とする団体

(三) 労働者の募集又は供給に關する事業を目的とする団体

(四) 労働者の職業指導又は職業補導を目的とする団体

労働に關する団体の主要役職員の範圍

会長、副会長、理事長、理事、局長、部長、事務局長

支部長、分会長、又はこれに準ずる主要役職員

地方廳及勤勞署機構施設内訳

一 都廳府縣

計	甲(三)	乙(四)	丙(五)	丁
二二	二	一四	一五〇	六
三〇〇	二〇	七〇	一五〇	六〇
四三	二	一四	二七	

備

考

東京、大阪トシ事務官二級各一名、三級各一名、二級技官各一名配置
秋田民生部設置府縣(大阪ヲ除ク)一四府縣ニ事務官二級各一名、三級各五名
二級技官各一名
其ノ他三〇府縣ニ三級事務官各五名
補道事業ノ為關係府縣ニ夫々配置

二 勤勞署

計	甲(七)	乙(五五)	丙(三九三)	丁
一三八	二八	一一〇	一五七二	
二九二二	二四五	六五〇	四五五	
六九	一四	五五	一	

備

考

札幌、仙台、小石川、名古屋、京都、大阪、東京、福岡ノ七署ニ事務官二級各四名、三級各五名、技官二級二名ヲ配置
都市中主要勤勞署五五署ニ事務官二級各二名、三級各一名、技官二級各一名ヲ配置
其ノ他三九三署ニ三級事務官各四名ヲ配置
補導事業ノ為四五五署ニ三級事務官各一名配置